

働き方改革関連法が順次施行！ 対応はお済みですか？



2019年度 厚生労働省 大阪労働局委託
《働き方改革推進支援センター事業》

※2018年度とは受託者（場所・電話・FAX）が変わります

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

（受託者：大阪府社会保険労務士会）

年5日
有給休暇の
確実な取得

施行日
2019年4月1日

時間外労働
の上限導入

施行日
2019年4月1日
(中小企業：2020年4月1日)

正規・非正規間の
不合理な
待遇差解消

施行日
2020年4月1日
(中小企業：2021年4月1日)

すべて
無料

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？
- ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆何か役立つ**助成金**はあるの？



中小企業・小規模事業者



企業訪問による相談支援



来所相談

電話相談

メール相談

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士等）**

がお応えいたします。

相談
窓口

【大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター】

大阪市北区天満2-1-30

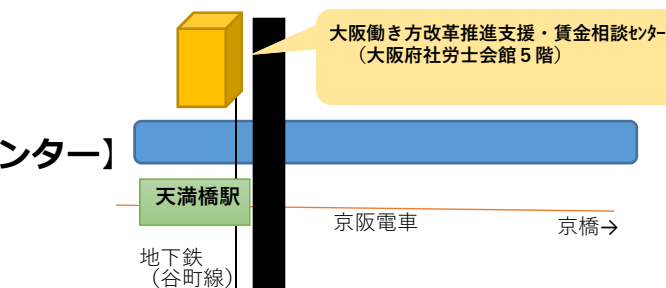
大阪府社会保険労務士会館5階

※E-mail hatarakikata@sr-osaka.jp

ご利用時間 平日9:00～17:00
(水曜日のみ～18:00)

連絡先

0120-068-116



地下鉄谷町線「天満橋駅」2番出口から徒歩5分

来所相談、電話相談、メール相談、訪問相談
すべて無料！ 裏面へ